

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常陸太田市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

常陸太田市長

公表日

令和3年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	<p>高確法、高確法施行令、高確法施行規則により定められている事務</p> <p>1. 被保険者証の交付等に係る事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害認定に関する申請の受付 ・資格の取得・喪失に係る届出の受付 ・被保険者証の交付・再交付の申請の受付、引渡し、変換の受付 ・更新時の旧被保険者証の提出の受付 ・保険料滞納者に係る特別な事情に関する届出の受付 ・上記の事務に付随する事務 <p>2. 医療給付を行うための手続きに係る事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準収入額適用に係る申請書の提出の受付 ・一部負担金減免に係る申請書の提出の受付及び一部負担金減免等証明書の引渡し ・限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証等の認定証の交付・再交付・返還の受付、引渡し、返還の受付 ・更新時の旧認定証等の提出の受付 ・第三者行為による被害届の提出の受付 ・療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給に係る申請書の提出の受付 ・高額介護合算療養費の負担額証明書の引渡し ・医療給付の制限における特別な事情の届出の受付 ・保険料滞納者の給付差止額から保険料滞納額を控除する際の事前通知 ・医療給付に関する処分をする際の事前通知 ・上記の事務に付随する事務 <p>3. 保険料の賦課・徴収に係る事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の徴収、保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受付 ・その他保険料の賦課に係る手続きに関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの ・上記の事務に付随する事務 <p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度に関する広報や相談 ・健診や人間ドック等の保健事業
③システムの名称	後期高齢者医療(市保有・後期高齢者医療広域連合保有)システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者情報ファイル、保険料情報ファイル、収納情報ファイル、特別徴収情報ファイル、滞納情報ファイル、口座情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二80、83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第43条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
総務省、茨城県後期高齢者医療広域連合	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	常陸太田市 企画部企画課 茨城県常陸太田市金井町3690番地 0294-72-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	常陸太田市 総務部総務課 茨城県常陸太田市金井町3690番地 0294-72-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月1日	1-②事務の概要		2.医療給付を行うための手続きに係る事務及び 3.保険料の賦課・徴収に係る事務それぞれの最終行に、「上記の事務に付随する事務」を追記	事前	茨城県後期高齢者医療広域連合からの情報提供による
平成27年6月1日	1-③システムの名称	後期高齢者医療システム,	後期高齢者医療(市保有・後期高齢者医療広域連合保有)システム,	事前	茨城県後期高齢者医療広域連合からの情報提供による
平成30年11月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 中野 亘	課長	事後	様式改正
平成30年11月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先における部署名	政策企画部情報政策課	企画部企画課	事後	組織改正
平成30年11月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	3,690	3690	事後	表記修正
平成30年11月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第1条, 第25条, 第43条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	根拠法令修正
平成30年11月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号, 別表第二82, 83の項	・番号法第19条第7号, 別表第二80, 83の項	事後	根拠法令修正
平成30年11月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第1条, 第25条, 第43条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第43条	事後	根拠法令修正
令和1年6月28日	I 関連情報 ②事務の概要	・検診や人間ドック等の保険事業	・健診や人間ドック等の保健事業	事後	語句修正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年8月1日 時点	平成31年1月29日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	様式改正
令和2年10月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月29日 時点	令和2年1月30日 時点	事後	
令和3年8月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号, 別表第二80, 83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第43条	・番号法第19条第8号, 別表第二80, 83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第43条	事前	令和3年9月1日施行される番号法の改正に伴う変更
令和3年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月30日 時点	令和3年1月25日 時点	事後	